

## 千曲市建設工事等の積算疑義申立手続に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、千曲市が行う建設工事等の入札に係る透明性及び公正性を確保するため、「千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領」(平成30年3月30日千曲市長決定。以下「新入札実施要領」という。)に基づき行われる建設工事等の入札に際し、応札者が市の積算について、疑義及び積算内容の確認を申し立てることができる手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領で使用する用語は、新入札実施要領で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 積算疑義申立 建設工事等の入札に際し、開札後一定の期間内に、応札者(当該入札の1回目の入札を辞退した者を除く。以下同じ。)が市の積算について、疑義及び積算内容の確認を申し立てることをいう。

(2) 公表用積算内訳書 金入り設計書(予定価格を定めるために作成した設計書で金額及び数量が記載されたものをいう。以下同じ。)を基に市が作成する書類で、公開可能な金額及び数量が記載されたものをいう。

(3) 設計図書等 入札公告において公表した数量、図面、仕様書及び現場説明書並びにそれらに対する質問回答書をいう。

3 公表用積算内訳書は、入札公告で示した期日までに公表するものとする。

### (積算疑義申立の対象)

第3条 積算疑義申立の対象となるのは、原則として新入札実施要領に基づく一般競争入札に付した建設工事等の入札案件とする。

### (積算疑義申立の手続及び期間)

第4条 前条に規定する建設工事等の応札者は、参加した入札の積算に関し疑義があるときは、開札後一定の期間内に、市に対し積算疑義申立をすることができる。この場合においては、原則として公表用積算内訳書に基づいて申立内容を特定するものとする。

2 前項に規定する期間(以下「積算疑義申立期間」という。)は、開札後に、落札候補者の決定がされた日からその日の翌日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)の午後4時30分までの間とする。

### (積算疑義申立の方法)

第5条 積算疑義申立は、応札者が積算疑義申立書(様式第1号)を管財契約課長に持参提出する方法によるものとする。

2 管財契約課長は、必要に応じ積算疑義申立を行った者から意見徴収することができる。

### (積算疑義申立として取り扱わないもの)

第6条 申立が次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義申立として取り扱わない

ものとする。

- (1) 当該入札の応札者以外から提出されたもの
- (2) 当該入札の落札候補者から提出されたもの
- (3) 第4条及び前条に規定する方法以外の方法で提出されたもの
- (4) 積算疑義申立期間終了後に提出されたもの
- (5) 積算疑義申立の対象となる建設工事等が特定できないもの
- (6) 積算疑義申立の内容が具体的でないもの、その他内容が特定できないもの
- (7) 設計図書等で確認できるもの
- (8) 入札公告で指定した質問期間中に質問を行い確認すべきもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に直接関係がないもの  
(確認の実施)

第7条 管財契約課長は、積算疑義申立があったときは、速やかに発注担当課長に申立内容を伝達する。

- 2 前項の伝達を受けた発注担当課長は、速やかに金入り設計書、公表用積算内訳書及び設計図書等を確認するとともに、その結果を管財契約課長に報告しなければならない。  
(確認結果の取扱い)

第8条 管財契約課長は、前条の規定による確認の結果を市長に報告するものとする。

- 2 積算疑義申立に関し、金入り設計書、公表用積算内訳書及び設計図書等に積算誤りが確認できなかった場合以外の取扱いについては、千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領第14条第1項に定めるところによる。  
(積算疑義申立に対する回答)

第9条 管財契約課長は、積算疑義申立を行った者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して6日（休日を除く。）を経過する日までに当該申立に対する確認結果を回答するとともに、確認結果の内容を市ホームページに掲載するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札案件から適用する。  
この要領は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に積算疑義申立期間が該当する案件から適用する。